

資料10

小金井都市計画高度利用地区の変更（案）（小金井市決定）
に対する意見書の要旨について

意見書の要旨

小金井都市計画高度利用地区の変更に係る都市計画の案を令和6年10月9日から2週間公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、3通（1人2団体）の意見書の提出があった。その意見書の要旨は次のとおりである。

名称	意見書の要旨	小金井市の見解
小金井都市計画 高度利用地区 武蔵小金井駅北 口駅前東地区	<p>1 賛成意見に関するもの 3通（1人2団体） (1) 都市計画に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none">・再開発事業の1日でも早い実現を強く望む。「武蔵小金井駅北口再生協議会」として、2008年の発足以来、北口の再生に向けたまちづくりの検討に取り組んできた。北口の再生の為には、まずは駅前の顔である「武蔵小金井駅北口駅前東地区」が再生されることが必須事項であり、本再開発事業の1日でも早い完成を強く望む。・北口の商店街再生の実現に向け、小金井市による1日でも早い都市計画決定の実現を強く望む。北口の商店街の再生の突破口として必要な再開発事業が円滑に進められるよう、小金井市の強いリーダーシップの下、早期に都市計画決定を進めていただくことを強く望む。・「楽しく歩くことができ、みどりある魅力的な拠点」の実現を強く望む。再開発事業によって歩行者空間や広場が整備されることにより、訪れる人が滞留できる空間や商店街へ人々を誘導するような空間が作り出されることを強く望む。・北口駅前が小金井市の玄関口にふさわしい街区に生まれ	<p>1 賛成意見に関するもの</p> <p>(1) 都市計画に関する意見</p> <p>武蔵小金井駅北口地区では、平成20年に武蔵小金井駅北口再生協議会が発足し、地元発意によるまちづくりが進められてきました。</p> <p>また、同時に、駅前広場に面する街区において、地権者が市街地再開発事業（以下「再開発事業」という。）を検討されてきました。</p> <p>武蔵小金井駅周辺は、小金井市都市計画マスタープラン（令和4年8月）で中心拠点と位置付けており、武蔵小金井駅北口は、「市の玄関口にふさわしい地区として、歩いて楽しいにぎわいのある魅力的なまちに再生し、まちの価値を向上するため、市街地開発事業を活用した計画的な土地の高度利用などにより、緑化及び広場の整備など周辺環境へ配慮し、商業、業務及び都市型住宅などが調和した土地利用を推進するとともに、建築物などの規制・誘導及び都市計画道路などの整備を図ります。」としています。</p> <p>さらに、令和5年11月には、武蔵小金井駅北口のまちづくりの方針を策定し、武蔵小金井駅北口の具体的なまち</p>

	<p>変わるよう、また、武蔵小金井が国分寺・立川に負けないにぎわいのある街になるよう、地元住民の一人として、今回の再開発を早期に進めていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この地区が武蔵小金井駅の駅前にふさわしいにぎわいある施設となるよう、地元住民の一人として、今回の再開発を早期に進めていただきたい。 	<p>づくりの方向性を示しています。</p> <p>再開発事業は、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築及び公園、広場、街路等の公共施設の整備を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る公益性のある事業です。</p> <p>市としましては、市の上位計画等の将来像を実現するためにまちづくりを誘導したいと考えており、今回のまちづくり、再開発事業もそれに即したものと考えています。</p> <p>今回、準備組合から提案いただいた再開発事業につきましては、スピード感をもって推進していくたいと考えています。</p>
	<p>2 反対意見に関するもの 無し</p> <p>3 その他の意見 無し</p>	<p>2 反対意見に関するもの 無し</p> <p>3 その他の意見 無し</p>